

## 水質測定計画書記入要領

- 1 水質測定は『京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱（第8条）』及び『京都府ゴルフ場農薬安全使用指針（水質モニタリングマニュアル）』（以下『指針』という。）に基づいて計画してください。
- 2 使用時調査計画は、使用時調査を実施する時の調査農薬成分（成分別の記入が困難な場合は農薬商品名別でも可、以下同じ。）及び成分使用量等とともに別表Aに記入してください。
- 3 定期調査計画は、前期・後期別に、成分別農薬使用量等の集計とともに別表Cに記入の上、必要事項を別表Bに転記等してください。
- 4 市町村との協定で、水質測定を実施している場合は、当該協定に基づく水質測定をもって、本要綱に基づく水質測定の定期調査として差し支えない場合がありますので、管轄の保健所（京都市内は府環境管理課）と相談してください。  
なお、この場合も、別表Cには農薬使用量等（定期調査の欄は除く）を記入し、別表Bに協定等に基づく測定計画を記入してください。
- 5 測定結果の報告は『指針』の19ページの別紙様式1により記入の上、結果が判明次第、随時、管轄保健所（京都市内は府環境管理課）へ提出してください。
- 6 採水地点を明示した図面等を添付してください。また、採水地点が複数ある場合は、その旨を図面上に明示してください。  
なお、既にすべての採水地点を明示した図面等を提出済の場合は提出の必要はありません。  
また、提出の図面等は極力、ゴルフ場内流域地図（『指針』9ページ3の(3)）としてください。
- 7 測定を委託する予定の環境計量証明事業所については、当該事業所で分析可能な農薬リスト（『指針』9ページ3の(1)）にその事業所名及び電話番号を記入して本計画に添付してください。